

## 公告第2号

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、意見書を提出することができる。

令和8年3月5日

八幡市長 川田 翔子



### 1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区

- ・ 八幡地区
- ・ 有智郷地区
- ・ 都々城地区

### 2 縦覧期間

自 令和8年3月6日  
至 令和8年3月19日

### 3 縦覧場所

八幡市役所 建設産業部 産業振興室 農業振興課  
※ 農業振興課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。  
ただし、開庁時間の正午から13時は除く。

### 4 意見書の提出について

#### (1) 提出先

八幡市役所建設産業部産業振興室 農業振興課

#### (2) 提出方法

郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

#### (3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。  
ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

#### (4) 提出に当たっての注意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見以外は提出できない。

#### (5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。